

人権尊重のまち米子市をつくる条例

近年、インターネット上での誹謗中傷やさまざまなハラスメントなどの新たな課題、社会情勢の変化や価値観の多様化により、人権問題が複雑化しています。そんな中、米子市では、人権侵害のないみんなが人権を尊重し合うまちづくりをより一層推進するため、*「人権尊重のまち米子市をつくる条例」が施行されました。(令和8年4月1日施行) *「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を全部改正しました。



目的 (第1条)

人権に関する問題を解決するための取組を推進し、人権侵害のない『人権尊重都市米子市』を実現することを目的としています。

定義 (第2条)

この条例で用いる用語の定義を行うことで、用語の解釈を統一するものです。

- ◆ **市民** 市内に住んでいる人、市内の学校や事業所に通学、通勤している人のほか、買い物、旅行、出張などで市内に滞在している人も含みます。
- ◆ **事業者** 企業、公的機関、各種団体、グループなど、事業や活動を行うあらゆる個人、法人、団体をいいます。また、事業や活動には、SNS等を利用した配信なども含みます。

基本理念 (第3条)

次の3つの基本理念に基づき、人権尊重の社会づくりを推進します。

基本理念 ①

一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと

基本理念 ②

誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと

基本理念 ③

全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと



市の責務（第4条）

この条例の目的を踏まえ、人権に関する施策を積極的に推進します。

市民、事業者や、国、県その他の関係機関及び民間団体と緊密な連携を図ります。

市民の責務（第5条）

誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めます。

市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務（第6条）

人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業や活動を行うよう努めます。

市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

市及び市民並びにこれらに関わる団体及び個人の相互協力等（第7条）

市、市民並びに法人その他の団体及び個人は、真に人権が尊重される社会の実現のため、職域、学校、地域、家庭等様々な場面で、相互に協力しながら、あらゆる人権侵害の解消及び防止に取り組むものとしします。



人権侵害はさまざまな場面で発生します。そのため、人権侵害の解消や事前防止の取組にはみんなの協力が必要になります。

施策の計画的推進（第8条）

人権に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、市の人権施策の基本となる方針を定めます。本市では「米子市人権施策基本方針・推進プラン」を策定しています。

市の方針の作成、推進にあたっては、必要に応じて実態調査等を行うものとしします。

人権侵害のない社会づくりの推進（第9条）

誰もが、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする人権侵害行為（インターネットを通じて行うものを含む）をしてはいけません。

《人権侵害行為とは》

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ及び虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

例えば

SNSでの中傷、ヘイトスピーチ、ハラスメント、学校や職場でのいじめ、児童虐待、ネグレクト、DV、個人情報暴露、身元調査、正当な理由のない入店拒否 など

人権侵害のない社会づくりの推進のための市の役割

- 1 人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消、必要な人権教育、啓発
- 2 人権侵害を受けた人に対する相談・支援
- 3 人権侵害行為防止のための施策を効果的に実施するための、実態把握、情報の収集・分析

相談及び支援（第10条）

市は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権に関する相談を受け付けるための窓口（米子市人権相談窓口）を設置します。 [人権相談専用電話：\(0859\)23-5476](tel:0859235476)

相談があった場合には、相談者に寄り添いながら解決方法を検討し支援を行います。

《支援の内容》

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県その他関係機関及び民間団体の紹介
- (3) 関係機関等と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関等に対する必要な支援

市は、支援を適切に行うために、専門的な知識やノウハウを持っている関係機関等との緊密な連携の確保に努めます。

また、相談を受ける職員の育成に努めます。



近年、インターネットを通じて行われる誹謗中傷をはじめとする人権侵害行為が深刻な状況です。

このため、インターネット上での人権侵害行為を受けた人の相談について、不適切な書き込みの削除要請の支援を行います。

ひとりで悩まず
相談してください



人権教育及び人権啓発の充実（第11条）

市民及び事業者の人権意識を高め、人権尊重の社会の実現を図るため、人権教育及び人権啓発の充実に努めます。

地域での学習（小地域懇談会、公民館講座等）、就学前施設や学校での発達段階に合わせた人権教育、企業研修、講演会、研修会、広報活動、人権啓発資料の作成など、様々な場面で人権への理解を深めてもらうため、教育、啓発に取り組みます。



米子市人権情報センターの活用

センターでは、書籍、DVDの貸し出し、人権講座の企画開催、人権関連資料の収集、啓発資料の作成などを行っています。

人権学習についての相談もお受けします。

キッズスペースや人権に関連する絵本も設置しており、こども連れで利用してもらえます。



推進体制の充実（第12条）

市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化し、人権施策の推進体制の充実に努めます。

相談窓口

○米子市の相談窓口 月曜日～金曜日 9:00～17:00 祝日を除く

■米子市人権相談窓口（人権・男女共同参画課内）

人権相談専用電話：**(0859)23-5476**

Eメール：jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp



■DVや女性の相談

米子市子ども相談課 女性相談専用電話
（米子市ふれあいの里）

電話：**(0859)23-5138**

Eメール：kodomosoudan@city.yonago.lg.jp

■福祉の困りごと

米子市ふれあいの里
総合相談支援センター えしこに

電話：**(0859)21-8428**

Eメール：furesato@city.yonago.lg.jp

■米子市障がい者虐待防止センター

（米子市障がい者支援課内）

電話：**(0859)23-5545**

■高齢者（米子市地域包括支援センター）

市内に9か所のセンターがあります

詳しいことはQRコードから →



○鳥取県の相談窓口

■人権相談（相談専用ダイヤル） 月曜日～金曜日 8:30～17:00 祝日を除く

- ・西部総合事務所県民福祉局 電話：**(0859)31-9649**
- ・中部総合事務所県民福祉局 電話：**(0858)23-3270**
- ・鳥取県庁人権・同和对策課 電話：**(0857)26-7677** Eメール：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

■子ども（米子児童相談所）

- ・児童虐待 電話：**(0859)33-1471** 又は#189
- ・ヤングケアラー 電話：**(0859)33-2020**

■こどもいじめ相談（県庁人権尊重社会推進局）

電話：**(0857)29-2115**

Eメール：ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp

■DV（配偶者暴力相談支援センター）

西部総合事務所県民福祉局地域福祉課

電話：**(0859)31-9304**

夜間休日相談電話：**(0858)26-9807**

■性暴力被害者支援センターとっとり

（クローバーとっとり）

電話：**(0120)946-328**

詳しいことはQRコードから →



■LGBTQ寄り添い電話相談

電話：**(0120)65-1010**

相談日：第1・3水曜日 18:00～20:00

第2・4土曜日 15:00～17:00

○国（法務省）の相談窓口

■相談窓口のページ

詳しいことはQRコードから →



条例全文はこちらから



米子市総合政策部人権・男女共同参画課

〒638-0811 米子市錦町一丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里

【電話】 0859-23-5251 23-5415 【FAX】 0859-37-3184

【E-mail】 jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp